

## 第1章

### 四日市市住生活基本計画の目的

1-1 計画の背景・目的

1-2 計画期間



## 1-1 計画の背景と目的

本市では、平成 25 年（2013 年）3 月に「四日市市住生活基本計画（計画期間：平成 25 年度（2013 年度）～平成 34 年度（2022 年度）」を策定し、「みんなで暮らそうホームタウンよっかいち」を基本理念に、様々な住宅施策に取り組んできました。

この間、国においては、コンパクトなまちづくりを目指す「立地適正化計画」の創設、「空家等対策の推進に関する特別措置法」による管理不全空き家への対策促進、「住宅セーフティネット法」改正による民間賃貸住宅や空き家を活用した住宅セーフティネット機能の強化が図られるなど、住宅施策に係る法整備が進められました。

また、住生活基本法に基づき定められた「住生活基本計画（全国計画）」が平成 28 年（2016 年）3 月に改定され、三重県においても「三重県住生活基本計画」が平成 29 年（2017 年）3 月に改定されています。

本市においても、増加する空き家の対策に加え、東海エリアにおける西の中核都市として子育て世帯をはじめとする多様化する居住ニーズに応じていくことなどが求められており、令和 2 年度（2020 年度）を初年度とする新たな「四日市市総合計画」の策定と並行して「四日市市住生活基本計画」を見直し、必要な施策を位置付けることとしました。

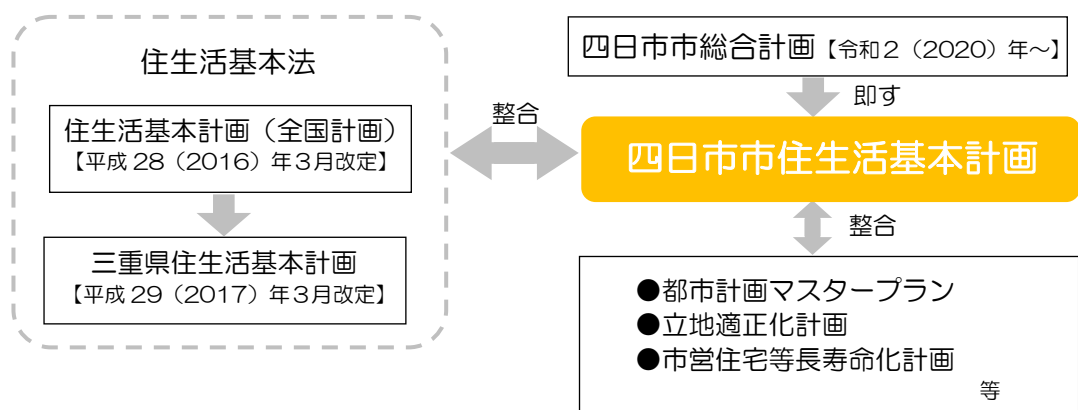
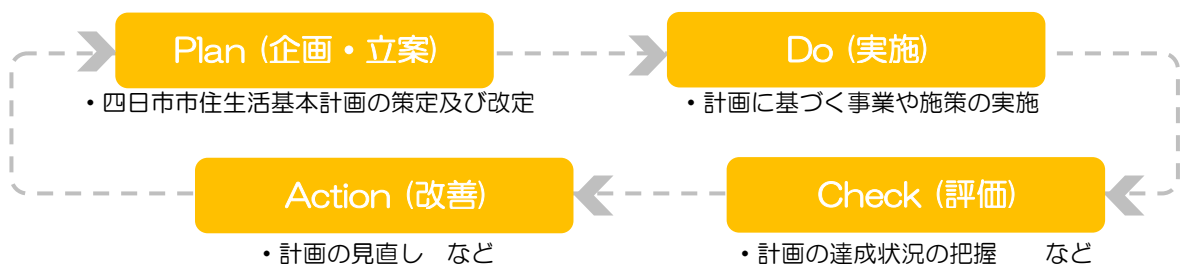


図 四日市市住生活基本計画の位置づけ

## 1-2 計画期間

令和 2 年度（2020 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までを計画期間とします。

この計画(Plan)は、上位・関連計画の見直しや社会経済情勢の変化、施策の実施状況(Do)を踏まえて、概ね 5 年ごとに事業や施策の評価(Check)を行い、必要に応じて計画の見直し(Action)を行います。



【住生活基本法・住生活基本計画（全国計画）と関連法制度】

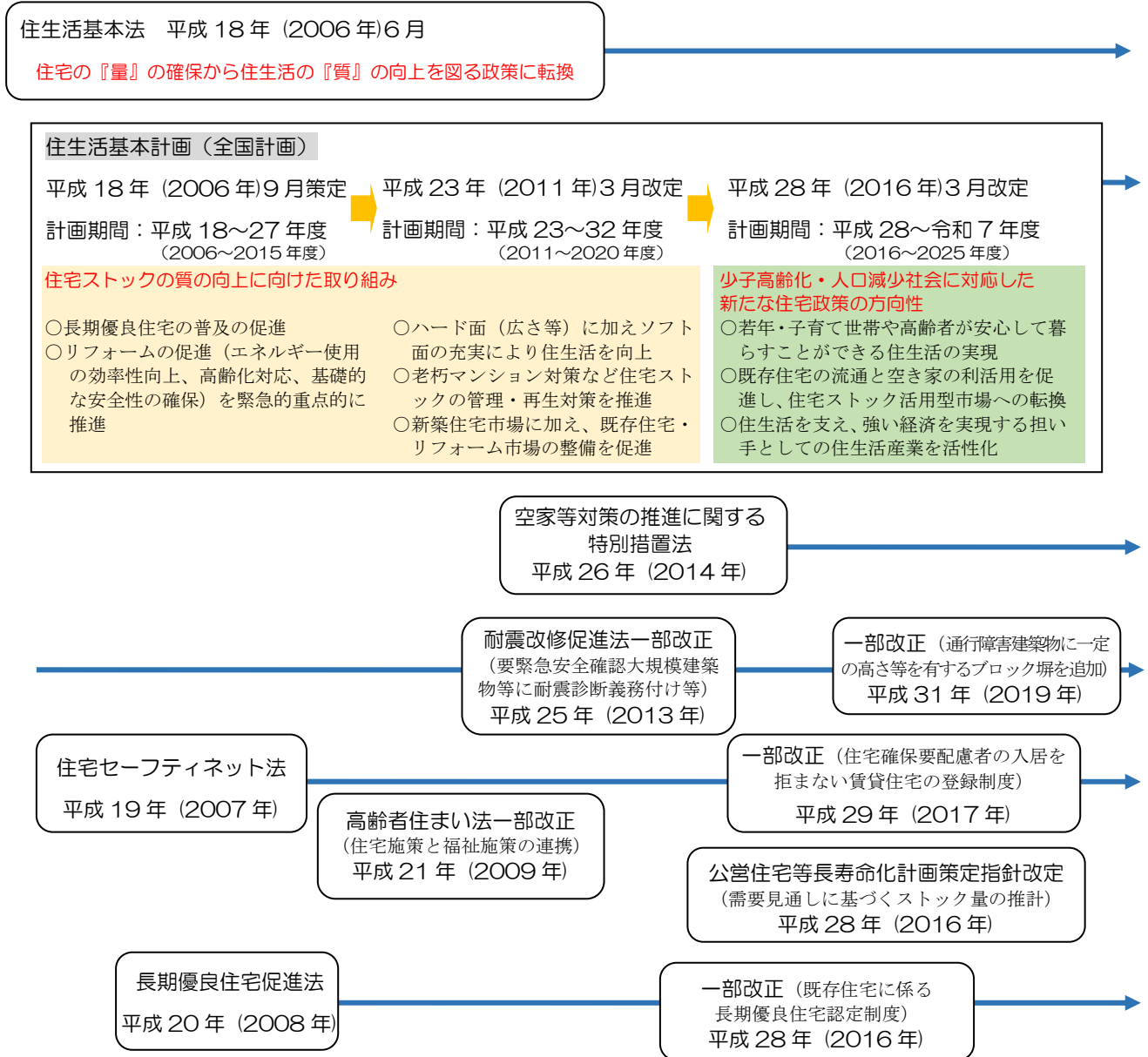


図 関連計画及び関連法制度等の変遷